

令和4年度 第1回甲斐市特別職報酬等審議会 会議録

1 開催日時 令和4年10月11日（火）午後4時～午後5時10分

2 開催場所 甲斐市役所竜王庁舎3階大会議室

3 出席者（敬称略）

出席委員 芦川文宏、大野光明、上條醇、河野行秀、塩沢正行、田中陽子、
中村直明、田村玲子、藤森一浩、前橋圭

※欠席者なし

甲斐市 保坂市長

（事務局）高鳥悟総務部長、小林一三人事課長、五味万里給与係長、
清水一博副主幹

（午後4時開会）

1 開 会

2 任命書の交付

・保坂市長から委員それぞれに任命書を交付。

3 市長あいさつ

【市長】

委員の皆様、こんにちは。本日は、お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より、市政に深いご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。委員の皆様ご承知のとおり、本審議会は、市議会議員報酬及び市長、副市長、教育長の給料の額について、市民の皆様から幅広く意見を聞くことを目的として、条例に基づき設置されております。

この度の審議会につきましては、昨年開催された本審議会において、「新型コロナウイルス感染症による影響及び社会経済情勢等を踏まえ、報酬を据え置く」との答申があり、併せて「コロナ感染状況及び景気の動向を踏まえ、次年度以降、改めて議論することが望ましい」とする付帯意見が出されたことから、開催するものであります。

私をはじめとした特別職の給料や議員報酬は、一般職と異なり、市民の意見が反映される仕組みが必要なことから、本審議会の担う役割は大変重要なものと認識しております。

本日、任命を快くお受けくださいました委員の皆様には、専門的な知見や市民目線に立ちまして、コロナ禍における社会状況やロシア・ウクライナ等の国際情勢、併せて経済状況等の社会情勢を考慮していただきながら、忌憚のないご意見を賜りまして審議していただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

以上で私の挨拶といたします。失礼いたします。

4 出席者紹介

- ・委員及び事務局職員から自己紹介。

5 会長、職務代理者の選任

・甲斐市特別職報酬等審議会条例（以下、審議会条例という）第4条第1項に基づき、委員の互選により上條委員を会長に選任。職務代理者には、審議会条例第4条第3項に基づき上條委員から田中委員を指名。これにより、会長には上條醇委員、職務代理者には田中陽子委員が選任された。

6 諮問

- ・保坂市長から上條会長に諮問書の受渡しを行う。

【市長】

甲斐市特別職の報酬等の額について、甲斐市特別職報酬等審議会条例第2条の規定により、次のとおり諮問します。諮問事項、市議会議員の議員報酬及び政務活動費並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について、社会経済情勢及び県内各市の特別職の報酬等の状況を勘案し、現在の特別職の報酬等が適正であるかについて貴審議会の意見を求める。よろしくお願いします。

- ・保坂市長は、次の公務のためここで退席。

7 議事

【会長】

それでは議事進行役を務めさせていただきます。限られた時間ですので、中身の濃い議論ができますよう、皆様のご協力をお願いいたします。なお、発言される方は挙手された後にお名前を仰ってから発言していただくようお願いいたします。

議題1「甲斐市特別職報酬等審議会について」

【会長】

最初に「(1) 会議の公開・非公開の決定について」事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】

資料の1ページをお願いします。会議の公開・非公開の決定について、甲斐市審議会等の設置及び運営に関する指針第5の規定により、審議会の会議は、原則として公開するものとしています。

ただし、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が阻害されると認められる場合は、審議会の決定により、その会議の全部又は一部を公開しないことができるとされています。

なお、議事録については発信者を特定しない形で公表する予定であります。この会議の公開・非公開について、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【会長】

ありがとうございました。事務局から説明がありました。皆さんそれぞれからご意見をお聞きしたいところですが、私としましては、この審議会の審議事項の特殊性等を鑑み、委員の皆さんが自由に公正かつ円滑にそれぞれの意見を仰っていただくには、会議は非公開としたいと思います。

なお、先ほど事務局から説明がありましたが、会議録については個人名が特定されない形で公表されるとのことで、皆さんこれについていかがでしょうか。ご意見ありましたら発言をお願いします。

(特に意見なし)

特に問題ないようですね。では、当審議会の会議については非公開に決定し、会議録については発言者氏名が入らないものを公開する。ということで会議を行いたいと思います。

続いて資料1の「(2) 審議会の概要について」以降の説明を事務局からお願いをいたします。

【事務局】

続きまして、(2) 審議会の概要について説明致します。資料1ページの(2)をご覧ください。新たに委員となられた方もおりますので、昨年の資料と重複する部分もありますが、資料に沿って説明させていただきます。

審議会の内容、役割としては、甲斐市特別職報酬等審議会条例に基づき、市議会議員の議員報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料額等について、市長の諮問に応じ審議を行うこととされています。

審議会の基本的な流れとしては、

- ① 審議会を開催し、先ほど市長から会長へ諮問致しました。お手元に諮問書の写しをお渡ししております。
- ② 審議会において審議を行い、改定もしくは据置きの方角性を決定する。改定する場合は、その額及び改定時期等を意見集約し答申(案)を作成する。改定しない場合も、意見集約し、その内容に基づき答申(案)を作成する。
- ③ 審議結果に基づき市長へ答申。改定する答申となった場合は、答申後、実施の有無を事務局において検討します。

続いて、特別職の報酬等及び一般職の給与の考え方ですが、特別職とは、国または地方公務員のうち、地方公務員法が適用される我々一般職の職員に対し、法律上一般の公務員と異なる特別の取扱いを受ける公務員のことです。例としては、知事、市町村長、県議会議員、市議会議員等です。

特別職の報酬等については、地方公共団体は、その議会の議員に対し、議員報酬を、市長、副市長、教育長等に対し、給料を支給しなければならない。また、これらの者に対し、地方公共団体は、条例に基づかずには、いかなる給与も支給することができないこととされ、根拠として地方自治法と甲斐市の条例に基づき定めているところです。

これらに関し、国の参考基準というのが定められています。特別職の報酬等について、地方公共団体の特別職の職員の報酬等の額の決定に当たっては、第三者機関の意見を聞くことにより、その一層の公正を期す必要があると認められるので、特別職報酬等審議会を設置す

ることが示されており、本日の審議会がこれにあたります。

特別職の職員の給与については、特別職報酬等審議会委員の選任において、審議会の審議に住民各層の意向を公平に反映させるため、委員の構成が住民の一部の層に偏することのないよう配慮することとされております。こうした規定に基づき、公募による委員を選考しております。

3 つ目の特別職の報酬等については、その職務の特殊性に応じて定められるべきものであって、生計費や民間賃金の上昇等に相応して決定される一般職の職員の給与とはその性格が異なっていることが示されています。

それに対して、一般職の給与については、情勢適応の原則として地方公共団体は、法律に基づいて定められた給与等が社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならないこととされています。

次に、給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準として、職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならないこと、また、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならないと定められています。

給料表に関する報告及び勧告として、本市においても国及び山梨県の人事委員会の勧告に準じて社会一般の情勢に適応した適正な給与の確保に努めているところです。

続いて、3 ページをご覧くださいと思います。(3) 審議会を開催するまでの経緯です。

これまでの経緯としては、平成 30 年 1 月 10 日に甲斐市自治会連合会から甲斐市議会議長に対し「甲斐市議会議員の定数等の見直しについて」の要望書が提出され、それに続き、平成 30 年 2 月 9 日、甲斐市自治会連合会から甲斐市長に対し、「甲斐市議会議員の定数見直しについて」の要望書が提出されております。

それぞれ 4 ページ、5 ページに要望書の写しを添付してありますので、内容説明は省略致しますが、この要望を受け、平成 30 年 6 月から令和元年 6 月にかけて、市議会として本市の適正な議員定数等を調査検討することを目的に、委員定数 9 人をもって組織する議会改革特別委員会が設置され、特別委員会の結論として、議員の定数については、現行の 22 人から 3 人削減し 19 人とすること、議員報酬及び政務活動費の見直しについては、甲斐市特別職報酬等審議会に委ねる、という結論にまとめられています。

令和元年 6 月、甲斐市議会の議員の定数を定める条例の一部改正案を議員発議により、6 月市議会に提出、可決され、今年 4 月の甲斐市議会議員一般選挙から議員定数は 19 人となっています。

昨年 8 月 4 日、甲斐市議会議長から甲斐市長へ「甲斐市特別職報酬等審議会の開催検討についての要請」を受け、10 月 8 日に審議会に諮問、その後 3 回にわたる審議会での審議を経て、11 月 9 日、据置きが妥当であるとの答申がなされております。

昨年の諮問、答申の内容については、7 ページから 9 ページに写しが添付してありますが、答申の要旨としては、「新型コロナウイルスの収束の見通しが立たない状況下において市民が困難な状況に耐えている中、市民感覚として、据置きが妥当であること、また新型コロナウイルス感染症の収束や今後の景気の動向などを踏まえた上で、次年度の適切な時期に改めて報酬等の適正な水準について議論することが望ましい」との付帯意見がありましたので、本

日、改めて審議会を開催し、審議会の意見を聴くこととしたものであります。以上です。

【会長】

ありがとうございました。事務局から審議会についての説明が終わりました。何か質問はございますか。意見については、事務局の説明がすべて終わった後、お聞きいたします。ここで本題に入る前に確認することがあればお願いします。何か質問、あるいはお願いがありましたら自由にお話しいただきたいと思います。

(質問及び意見なし)

議題2「特別職の報酬等について」

【会長】

それでは、「特別職の報酬等について」を事務局から説明をお願いします。

【事務局】

先ほどは、審議会を開催するまでの経過報告ということで説明いたしました。これから本題に入るわけですが、資料に基づいて説明をさせていただきたいと思えます。

10 ページをお願いします。

特別職報酬等の現行額については、月額が議長 400,000 円、副議長 360,000 円、一般の議員は 350,000 円。年額として、単純計算で支給される期末手当を加えると議長 6,384,000 円、副議長 5,745,600 円、一般の議員は 5,586,000 円。政務活動費は、会派又は議員に対して支給されるもので、議員一人あたり月 10,000 円です。

市長・副市長・教育長については、給料の月額が市長 750,000 円、年額 12,825,000 円、副市長 630,000 円、年額 10,773,000 円、教育長 560,000 円、年額 9,576,000 円であります。

次に報酬等の改定状況については、甲斐市合併後、平成 18 年に一度だけ改定が行われています。改定前後の月額は表に記載のとおりであります。

議員定数については、資料のとおり合併時に 54 人でスタートし、改選時での定数削減の経緯を経て、現在は、議員定数 19 人となっています。

市長・副市長・教育長の給料改定の状況も議員と同じく、平成 18 年 10 月 1 日の改定以降、変更はなく、資料に記載のとおりであります。

次に 11 ページをお願いします。

令和 4 年 4 月 1 日現在の一般職の状況であります。一般行政職の平均年齢は 40.8 歳、平均給料月額 305,100 円、職員の最高月額は 433,100 円。技能労務職は 53.6 歳、平均給料月額 282,900 円、最高月額は 303,200 円。看護保健職は 40.3 歳、平均給料月額 305,800 円、最高月額は 380,800 円という状況です。

人事院勧告の実施状況は、過去 10 年間について載せてあります。平成 25 年は、震災の影響で勧告がなされなかったという経緯がございます。平成 26 年から令和元年までは、毎年ベースアップが行われています。令和 2 年と 3 年はコロナ禍の影響により、月例給は据置き、特別給は令和 2 年に 0.05 月引き下げ、令和 3 年はさらに 0.15 月引下げられています。

今年は、月例給 0.23%、特別給 0.1 月の引上げが見込まれている状況です。

次に、ラスパイレス指数です。

ラスパイレス指数とは、地方公務員と国家公務員（一般行政職）の給料月額を、国家公務

員の構成を基準として、学歴別、経験年数別に比較し、国家公務員を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示したものであります。

令和 3 年 4 月 1 日現在が最新の指数で、県内市の平均を下回っている状況です。県職員と比較しても低い状況です。

次に、12 ページですが、他の自治体との比較はどんな状況になっているか示しています。県内 13 市の中で、人口、面積、職員数、主要財政指標などの状況を比較した表で、表の下の方に主要財政指標の用語の解説を掲載しています。財政力指数は自治体が標準的な行政サービスを行うための収入を自ら賄える割合のことで、この値が 1 に近づくほど財政力が高いことを示しています。

あと、経常収支比率は、経常的に歳入される市税などの財源が、人件費、扶助費、公債費などの義務的な経費にどれだけ充てられているかを示す割合のことで、この比率が低いほど、財政運営に弾力性があり、政策的に使えるお金が多くあることを示しています。

県内での立ち位置はこんな状況であるということを踏まえて、13・14 ページで議員報酬等の比較をご覧いただきたいと思えます。

議長は、トップの甲府市に続いて、富士吉田市、南アルプス市、笛吹市と同額の 40 万円、副議長は甲府市をトップに、富士吉田市、笛吹市と続き、甲斐市は南アルプス市と同額となっています。また、一般の議員は副議長と同様の状況となっています。

14 ページは、市長等の状況ですが、市長は県内で一番低い金額となっています。副市長は、8 番目、教育長は 10 番目という状況です。

15・16 ページは、県外の類似団体の状況です。類似団体というのは、市町村の態様を決定する要素のうちで、最もその度合いが強く、容易かつ客観的に把握できる「人口」と「産業構造」により設定された類型により、総務省が指定都市や一般市などごとに団体を分別したものです。

本市は一般市のⅡ類、産業構造 3 型に属しており、令和 3 年 4 月 1 日時点で類似団体は 85 団体あります。そのうち、人口規模、面積、職員数が本市に近い市を 40 市抽出し、比較することとしました。

参考までにⅠ類は人口 50,000 人未満、Ⅱ類は 50,000～100,000 人未満、Ⅲ類は 100,000～150,000 人未満、Ⅳ類は 150,000 人以上です。3 型というのは、就業人口総数に占める二次産業、三次産業の就業人口が 90%以上であり、かつ三次産業の就業人口が 65%以上という区分となっています。その中で、甲斐市はⅡ類、3 型に分類されています。

15・16 ページは北海道から沖縄まで北から南の順番に並べてあります。17・18 ページは、県内と同じように立ち位置を示しています。85 団体から 40 団体に絞ったなかで、議長、副議長は 39 番目、一般の議員は 35 番目です。市長は 35 番目、副市長、教育長については 39 番目という状況です。

19 ページをお願いします。次は議会の活動状況についてであります。議会の仕事としては、市議会は、市民の代表として十分な活動ができるように議決権、調査権、監査請求権など多くの権限をもっています。市政を進めるうえで重要な事項は市議会の議決により決定されます。その中で主なものを説明します。

議決は、議会の最も基本的な仕事で、条例の制定・改正・廃止、予算の決定、決算の認定、

1億5,000万円以上の工事などの契約を締結、財産取得や処分など市の重要な問題について決定いたします。

選挙は、議会の中で議長、副議長の選出、選挙管理委員、一部事務組合議員などの選挙を行います。

同意として、副市長、教育委員、監査委員などを市長が選任する場合、議会の同意が必要となります。

検査、監査の請求は、市の事務などについて検査したり、監査委員に対し監査を請求するよう求めることができます。

意見書・要望書の提出として、市民の生活に関わる身近な問題など、国や県などの関係行政機関へ意見書・要望書を提出することもあります。

議会の定例会は、年4回、定期的に開かれる会議で甲斐市は3月、6月、9月、12月に開催しております。

臨時会は、定例会のほかに必要に応じて臨時会が開催され、特定の事件に限って審議するため、随時招集されます。

議案には市長が提出するもの、また議員の発議により提出されるものがあります。

本会議とは、全議員が議場に集まり、議案などを審査の上、議会の最終意思を決定する最も重要な会議で、市長が招集します。

また、本会議には、定例会と臨時会があり、定例会は年4回開催され、臨時会は必要に応じて開催されます。本会議は、議員定数の半数以上の議員の出席が必要で、意思決定は出席議員の過半数が必要となります。

20ページとなりますが、委員会とは、市の仕事は幅広く複雑なため、市議会には専門的・効率的に審査が行えるよう、4つの常任委員会があります。総務教育常任委員会、厚生環境常任委員会、建設経済常任委員会及び議会広報常任委員会が設置されています。さらに、これらの常設の委員会とは別に必要に応じて設置される特別委員会があります。

次に、令和3年（令和3年1月1日～12月31日）の甲斐市議会議員の活動状況です。

本会議の開催日数は、定例会は4回・19日間の開催、臨時会は3回・3日間の開催がありました。

委員会は、総務教育常任委員会、厚生環境常任委員会、建設経済常任委員会の3つの常任委員会がそれぞれ13日、特別委員会として予算特別委員会が5日、決算特別委員会が5日、バイオマス産業都市構想特別委員会が8日、山梨県緑化センター跡地活用特別委員会が5日間開催されております。

2つ目の議案等の審議件数は、市長提出として、予算・条例の改廃等の審議の議案である一般議案が102件、和解や損害賠償額の決定など市から報告する報告議案が11件、専決処分の承認議案6件、教育委員や監査委員などの人事案件に係る同意議案5件、決算の認定議案12件、諮問議案6件で、議員提出は意見書が3件、請願3件という状況でございます。

代表質問は毎年12月議会で行われ、会派の代表7人が質問をしています。

一般質問は定例会毎に実施され、3月議会10人、6月議会13人、9月議会13人、12月議会4人が質問をしています。

21ページをお願いします。

その他の年間を通じた議員の活動内容としましては、広域議員活動、保育園・小中学校行事出席、会派内打ち合わせ、市主催事業、地区（自治会）対応など年間約 180 日の参加をしている状況であります。

このほかに、議長及び副議長の活動内容として、議長は毎日登庁し、決裁、来客対応、市・県・全国市議会議長会会議等への出席の他、各種行事等に出席し、あいさつ等があります。

副議長は、イベント日程等が重複した場合、議長の代理で出席し、あいさつを行っております。

政務活動費は、議会議員が調査・研究のため必要とする経費を地方自治法の規定に基づき、「甲斐市議会政務活動費の交付に関する条例」により交付されるものです。

交付の対象は、会派又は議員、交付額は議員一人あたり月額 1 万円。基準日（各月 1 日）に在職する議員に対し、半期ごとに交付し、精算時に残額が生じた場合は、返納することになっています。

また、政務活動費の交付を受けた議員は、領収書等の証拠書類を添えて、収支報告書を議長に提出しなければならないこととなっています。

主には、市の事務及び地方行財政等に関する調査研究に関する経費や研修会を開催するために必要な経費、また広聴・広報費として議員活動について市民に報告を要する経費、活動報告書の印刷代など、そういったものが対象となっています。

また、会議費とか資料購入費といった活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費も対象となっています。

22 ページには、令和 3 年度の収支報告がまとめられています。活動経費に対して不用額が生じた場合は、返納し精算しています。政務活動費は、このように実際の活動に対して支給されることとなっております。議会の活動は以上となります。

23・24 ページは、参考資料として甲斐市の状況を示した資料、また、25 ページ以降は地方自治法及び地方公務員法の抜粋を掲載しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

【会長】

どうもありがとうございました。事務局の説明がすべて終わりましたので、ここから皆さんの意見を伺っていきたくと思います。忌憚のないご意見をお願いいたします。去年と同じように一人ずつお話いただきたいと思います。

【委員】

県内、他の市町村がどうなのかが非常に気になっていたのですが、資料を見る限りで言うと、決して高い水準ではなく、妥当なのかなという意見を持っております。

【委員】

資料を見せていただいたときに感じたのはやはり、他の市町村と比較して、かなり金額的なレベルが低いということを確認させていただいています。昨年はコロナの影響等もあるのでとりあえず据え置きでというお話で結論が出ましたが、できることなら多少は増額できればと思います。特に市長さんの報酬が非常に低いので。

あと議員さんが、金額的に生活が成り立たないから、なり手がいないのではないかという意見も昨年出ましたので、その辺も考慮して予算的に適うものであれば、という気持ちはあ

ります。ただ、昨年から1年しか経ってない状況で、世の中の状況がそれに応じられる、皆さん納得できるのかは非常に疑問もあります。今ここで結論は出せませんが、今年も据え置きという形になってしまうのかなという気持ちでおります。

【会長】

ありがとうございました。

【委員】

初めてのことなので、的を得た話ができるかどうかわかりませんが、議員報酬を見ると県内の他の市議と比べるとこのような位置づけだということで、高くもなく低くもなくという状況なのかなと思います。昨年の状況も伺ってはいるのですが、別の委員も仰ったように、社会情勢が、大きく変わってないということに加えて、世界情勢も混沌としているというようなことが新たに加わってきていることも考慮して、最終的なことを決めていかなければならないのかなと考えております。

【会長】

はい。ありがとうございます。

【委員】

私は初めて参加するので、皆さんの意見や自治会の意見を聞いて、次回、私の意見を発表したいと思います。資料22ページの議会政務活動費の収支報告のところで、創政甲斐クラブ4人と記載がありますが、各会派にどの議員が入っているのかを資料に入れていただくことはできないでしょうか。

【事務局】

事務局からご説明いたします。資料に記載している政務活動費の収支報告については、改選前の令和3年度の状況でございます。4月の改選後、会派の構成メンバーが、若干変わっております。資料に記載している会派の構成メンバーをお示しすればよろしいでしょうか。

【委員】

改選後の新しくなった議員さんの所属会派がわかる一覧は出せますか。

【事務局】

手持ち資料がございますので、今からコピーをしてお渡しできます。

【委員】

次回で大丈夫です。

【事務局】

市議会議員の改選により、会派の構成メンバーが変わっておりますので、昨年度の状況と、現在の状況について、次回の資料でお示しをさせていただきます。

【会長】

ありがとうございました。

【委員】

皆さんも仰っていましたが、昨年から1年しか経っていないので、今の状況が前年度とすごく変わっているかと言うと、あまり変化はないと感じています。何種類かの食料品はすごく値上がりしていて、その他にもいろいろ値上がりしているのに給料が上がらないという状況で、私たちを取り巻く状況はいろいろ不安なことばかりです。その状況下で、この話し

合いをするのはどうなのか、どういう風に話し合っていけばいいのかという思いがあります。昨年から思っていたのですが、市長さんの給料が他の市町村と比べて安く、議員さんについては、あまりその差は感じていません。皆さんといろいろ話し合いをする中で決めていけたらと思います。よろしくお願いします。

【委員】

読売新聞にコロナから回復傾向、民間給与3年ぶりに増加との記事がありました。金額的には少ないですが。また、本日の資料に出ていましたように、国家公務員の給料について、増額となる人事院勧告も出ております。前回は議論しましたが、市議会議員の改選により、市議会議員3名減ったという事実があります。改選前に比較して3人分の費用約1,680万円は少なくなっている状況です。先ほど、別の委員さんも仰いましたが、私は市長の給料は5万円くらい上げてもいいと思いますし、できれば議員に対しても増額してもよいと思います。市議会議員の構成は、30代が1名、40代が3名、50代が2名、60代が5名、70代が8名という状況です。現状の議員報酬は税込みの金額ですので、60代以下の11名の方は相当に厳しい収入状況であるのではないかと私は思います。少しその辺を問擬していただきながら、できれば少しでも、議員が減った分だけ頑張ってくださいという意味を込めて、増額をしていただければという風に思います。よろしくお願いいたします。

【会長】

ありがとうございました。

【委員】

こんにちは。私は市長さんが低い金額で頑張ってくださいということも重々分かっております。その上で、今月10月になってから新聞記事で結構大きく掲載されたので、皆さんも読んでいらっしゃる方が多いとは思いますが「甲府のクラスター、特養で何が」という大きく見出しが出ていた記事です。「陽性の方も動かないで衰弱。全室汚染エリア。食事は1日2回になってしまった。」という大きな記事がありました。私はこれを本当に重く受け止めました。やはり、このような施設、特養など施設とか病院など、まだまだコロナ禍の厳しい状況は収まっていないのです。未だに防護服を着て、赤いシールを貼って、テープを張って、利用者さんがこれ以上先に行かないようにという対応をしています。ここから先は危険、汚染エリアと分けていますが、感染していないご利用者さんも同じ建物の中で生活しているので、濃厚接触者として外に出すことができないのです。そのことがこの新聞記事に出ています。施設職員の方も、みんな感染してバタバタ倒れて出勤できず、数人の職員で、過重な労働に耐え、もともと厳しい状態で働いている中をさらに厳しい状態で運営しているということがこの新聞記事に出ています。それでも、この人たちは余計なお金はいただいていません。この施設の理事の方がお話ししていますが、上の方の決定で、介護に携わる職員へ国から年間数千円という、いくらのお金を渡すように施設へ支給されても、管理栄養士の人や、裏方で事務をやっている人、ケアマネとか他の職業の人へも分けて払えば、年間数千円しか払われない臨時のお金は、実際には払われないようなものです。また、国からのお金ですから、いつストップするかもわかりません。

このように、厳しい職業に就いている方がこうやって、未だに防護服を着て一生懸命頑張っているのにも関わらず、皆さんから注目を浴びて安全な身で働いて高給取りの方が、真っ

先に手を挙げて、私の給料を上げてくださいなんて言って、市民の皆さんは納得すると思いますか。私は納得しないと思います。このように、まだまだ厳しい状況で社会は動いています。まだまだ私の隣にコロナがあります。ですが、ここの出席者の方の隣にはコロナはないかもしれませんね。このような安泰なことを言ってらっしゃるのですから。まだまだ厳しい状態が続いているのですから、とても上げたいとかそういうことは言えないと思います。もう少し社会の方に目を向けていろいろ考えてみてください。お願いします。

【委員】

私は去年、特別職及び議員の報酬等を上げるべきだという発言をいたしました。その気持ちは今年も変わっていません。やはり他の市町村と比較して甲斐市の特別職の報酬等は低い状況ですので、他の市町村とのバランスを考えて上げるべきだと考えています。バランスは大事だと思います。去年の審議会で、議員さんの活動を知るべきだという意見が出て、議会を傍聴しましょうという話がありましたので、私は去年、議会を傍聴させていただきました。その際、もう一步踏み込んだ質問があればよかったという感想を持ちました。議員さんが、もう一步踏み込んだことを質問したり、年間約 180 日の議員活動の内容について、もう少し見えるような活動報告があると、報酬等を上げた際にも理解を得やすいのではないかと思います。今回の審議会の結論としては据え置きになるのではないかと感じていますが、私の気持ちとしては、今年も報酬等を上げるべきだという風に考えております。以上です。

【委員】

私も昨年度に引き続きとなりますが、甲斐市の規模に対して、市長の給料が県内最低というのは如何なものかという感じがします。世界的な情勢やコロナの状況がありますけれども、コロナ禍の終息にこだわってしまうと、特別職の給料については、ずっとそのままという形になってしまうと思います。どこかで一度、線を引いて考えることができないものか。というのが個人的な意見です。以上です。

【会長】

ありがとうございました。何か言い足りない方がいましたら、どうぞ手を挙げてください。いかがですか。

【委員】

質問をよろしいですか？

【会長】

どうぞ。

【委員】

市への質問です。市長は選挙で選ばれることとなりますが、教育長は現場からの人（元市職員）だと思うのですが、副市長はプロパー（※新卒からの生え抜き社員等の意味＝元市職員）の方ですか。それとも出向者ですか。

【事務局】

現在の副市長については、今年の 4 月から総務省から出向という形で、4 年任期で就任しております。前副市長も総務省から出向されて、2 年間勤められた後、総務省へ戻られました。

【委員】

副市長は出向のポストになっているということでしょうか。

【事務局】

出向のポストになっているということではありませんが、副市長の選任権は市長にありますので、我々からお答えすることは難しいです。

【委員】

副市長の給料月額が63万円とありますが、甲斐市が支払っているのでしょうか。出向元が給料を出して、甲斐市の負担はないのでしょうか。

【事務局】

甲斐市から給料を支給しています。

【会長】

わかりました。私からも質問したいのですが、副議長さんと議員さんとの職務の差はどの程度あるのでしょうか。議長さんは毎日登庁されるようですが、副議長さんは、どの程度の頻度で登庁され、議長の代理をどれくらいの日数を務めているのでしょうか。

【事務局】

議会事務局に確認する必要があるのですが、副議長が代理を務める日数等は、この場ではお答えできませんが、例えば、市議会の本会議において、副議長が議長に代わって議会の進行役を務める場合もあります。副議長としての活動日数等について、議会事務局へ確認した結果を次回の審議会で報告いたします。

【会長】

わかりました。最後に私の意見もお話ししたいと思います。山梨県では10月20日から、最低賃金が31円増額され900円程度になったそうです。私の勤務する大学の学生をアルバイトとして雇う場合の時給は、10月から950円になるようです。先ほど、委員の一人から非常に厳しい現状があるというお話を伺いましたが、市長さんや議員さんの給料が上がらないと、社会全体として他の人たちの給料も上がらないといった関係性があると思うので、私はある程度上げた方がいいのではないかというのが、今の率直な意見です。

保母さんが今年の4月から給料が一律1万円アップしたので、介護等に従事している人にも、特別に賃金を上げる施策があればいいと思いますが、基本的には、特別職の報酬等は、ある程度は上げるべきだという風に思います。

以上で皆さんの意見を伺いましたが、その他にご意見はありますか。

【委員】

すみません。確認したいことがあります。

【会長】

はい。仰ってください。

【委員】

会議の流れがわからなかったのですが、先ほど意見を述べた際には、はっきりとした考え方をお示ししませんでした。現時点においてははっきりとした意見をお示しした方がいいのか、次回の会議において、改めて意思表示をした方がよろしいのでしょうか。

【会長】

あと2回は会議を開催する予定がありますので、どちらでも結構です。

【委員】

わかりました。

【会長】

他に何かご意見がありますか。

(特に意見なし)

【会長】

本日は、委員より様々なご意見を伺いました。昨年から引き続いて委員を務められている人は、資料を読み込んでいると思いますが、本日配付された資料を十分に読み込んで、次回までに自分のご意見をまとめていただきたいと思います。

基本的には報酬額等を改定するか、あるいは据え置くかを最終的に決定します。先ほど、事務局からの説明にありましたように、改定する場合にはその額をどのくらいにするか、そして改定の時期をいつにするか、そういったことも最終的に決めなければいけませんので、忌憚のないご意見を次の会議の時にお話いただきたいと思います。

議題3「その他」

【会長】

それでは、次回の日程等について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

事務局から、今後の審議会の日程についてお伝えいたします。事前にお知らせしたとおり、今回の審議会は2回もしくは3回の開催を予定しています。

2回目以降の審議会は、2回目：10月28日（金）午後2時から、3回目：11月11日（金）午後2時からの開催を予定しております。皆様お忙しいところとは存じますが、ご出席くださるようお願いします。

なお、3回目につきましては、次回の2回目で答申案がまとまり審議が終了した場合は開催しないことになります。

【会長】

審議会の日程等を含め、皆さんから何か意見などございますか。

(特に意見なし)

ないようですので、本日の議事を閉じさせていただきます。委員の皆様におかれましては、円滑な議事にご協力いただきありがとうございました。次回もよろしくお願いいたします。

8 閉会